



## 齊木 敏文

東京公証人会 会長  
麹町公証役場 公証人

# 集中 OPINION

## 「お一人様」の不安や課題の解消に 信頼性の高い公正証書の活用を

一人暮らしで身寄りの無い、所謂「お一人様」をどう支援して行くかが社会の課題となっている。今年4月に開催された医療勉強会「日本の医療の未来を考える会」では、お一人様が直面する医療や福祉の問題について、専門家の立場から議論が重ねられた。患者の受け入れや医療費の支払い、患者が亡くなった後の対応等、様々な課題が提起され、現状や具体的な解決策等が報告されたが、その中で今後の活用が期待されたのが、公正証書による遺言書や任意後見契約、死後事務委任契約だった。今回は、麹町公証役場公証人で、東京公証人会会長の齊木敏文氏に公正証書とはどのような効力を持ち、どのように活用すべきか、公正証書や公証人の役割等について話を聞いた。

——公証人になる為には、どの様な資格やキャリアが必要で、任命はどの様になされるのでしょうか。

**齊木** 公証人は原則として、裁判官や検察官、或いは弁護士として法律に携わった者である事が必要です。加えて、公証人法第13条に「多年法務事務に携わり法曹有資格者に進ずる学識経験を有する者で、かつ、検察官・公証人特別任用等審査会の選考を経た者」という規定が有ります。欠員が生じると、法務省が希望者を募集します。公務員の定年が65歳で、公証人の定年は70歳ですから、検察官や裁判官

が定年前に公証人となるケースが必然的に多くなります。私の場合は、裁判官として65歳の定年が近づいて来た時期に、千代田区内での募集に応募し、採用後、麹町公証役場に配属されました。公証人は、法務大臣から任命される公務員ですが、実は国からの財政的支援等は一切無く、公証役場の家賃を始め、職員の給与からパソコン等の事務機器の購入迄、全て自分達で賄う必要が有る、謂わば自営業者です。

——公証役場が主に担う業務とは。

**齊木** 最も多くが遺言や契約書等の公正証書の作成です。次は定款認証業務、文書について、特許文書等である。例えば、特許文書等では、特許庁から提出する場合、公証人による提出も認められています。公証人の認証証明書の提出も添付して提出する場合があります。

続きを読むには購読が必要です



各観覧に証明する文書等重なる事項を提出する場合は、公証人法第13条に規定する学識経験を有する者で、かつ、検察官・公証人特別任用等審査会の選考を経た者」という規定が有ります。欠員が生じると、法務省が希望者を募集します。公務員の定年が65歳で、公証人の定年は70歳ですから、検察官や裁判官

——公証役場は全国にどの位在るのですか。